

昭和四十六年十一月十二日

四日市市議会臨時会會議録（第一号）

四日市市議会

代表監査委員

森

新 八

君

○出席事務局職員

事務局長	鷺野正和君
次長	森 正太郎君
議事係長	小 林 桂 輔君
書記	佐 藤 正 俊君
書記	板 崎 大之丞君

午後一時二分開会

○議長（日比義平君） ただいまから昭和四十六年十一月、四日市市議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第一号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いをいたします。要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。なお、議事説明者中、教育長は欠席、衛生部長は遅刻いたしますので、ご了承願います。

○議長（日比義平君） 会議に先立ちまして、龍池教育委員長から就任のごあいさつがあります。どうぞ。

〔教育委員長（龍池清真君） 議場中央に進む〕

○教育委員長（龍池清真君）

ただいまご紹介されました龍池清真でございます。

去る九月二十九日の委員会におきまして、互選の結果委員長に当選いたしました。どうぞ今後ともよろしく願います。

（拍手）

○議長（日比義平君） それでは、ただいまより会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（日比義平君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において田中政一君及び山中忠一君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（日比義平君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日より十一月二十日までの九日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は九日間と決定いたしました。

日程第三 議案第一一七号昭和四十五年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定について

○議長（日比義平君） 次に、日程第三、議案第一一七号昭和四十五年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の昭和四十五年度決算の概要についてご説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入において、決算額は、百三億五千三百一十一万八千六百三十三円となり、予算額百四億九千七百八十七万三千百八十円に比し、一億四千四百七十五万四千五百七十七円の収入減となりました。予算額に対する執行率は九八・六％となりましたが、調定額百五億一千五百六十四万九千二百八十七円に対しては九八・五％の収入率であります。

収入の内容は、市税収入が五十八億二千八百四十四万六千九百二十八円で、歳入決算額の五六・三％、市税以外の収入が四十五億二千四百九十七万一千六百七十五円で四三・七％となります。

市税収入においては、自然増収並びに法人市民税の引き上げ及び固定資産税の評価がえ等の結果、予算額より一億九千五十八万一千九百二十八円の収入増となりましたが、市税以外の収入においては、自動車取得税交付金、地方譲与税並びに使用料及び手数料等で予算を超過した反面、繰入金及び市債で、庁舎建設事業の一部繰り越しに伴い基金からの繰り入れ及び借り入れを翌年度へ繰り越したことにより収入不足となりましたので、市税以外の収入は、予算額より三億三千五百三十三万六千五百五十五円の収入減となりました。

収入未済額については、本年度やむを得ず不納欠損処分付した額五百三十七万八千五百五十七円を除いて、市税その他で一億五千七百二十二万二千八百二十七円を生じましたが、これが徴収確保には一段の努力をいたしております。

次に、歳出においては、決算額は九十八億六千八十三万一千六百三十三円で、翌年度事業繰越額五億二千七十六万七千四百八十円を含めると、百三億八千五百九十九万九千九百三十三円となり、予算額百四億九千七百八十七万三千八百七十七円に比し一億一千六百二十七万四千六十七円の不用額となりました。予算額に対する執行率は、九三・九％となりますが、翌年度事業繰越額を含めると九八・九％の執行率であります。

支出の内容については、付属書類の主要施策実績報告書によりご了承いただきたいと存じますが、各款における予算執行率は、議会費九八・七％、総務費七八・八％（翌年度事業繰越額を含めると九九％）、民生費九九・一％、衛生費九三・九％（翌年度事業繰越額を含めると九八％）、労働費九八％、農林水産業費九七％、商工費九九・二％、土木費九八％（翌年度事業繰越額を含めると九九・五％）、消防費九九・五％、教育費九九・八％、災害復旧費九九・七％及び公債費九〇・三％であります。

翌年度事業繰越額については、繰越明許費によるものが庁舎建設事業費ほか一件で四億七千六十四万九千六百四十円、事故繰り越しによるものが北部清掃施設排水路建設事業及び取水施設新設工事費ほか一件で五千十一万七千八百四十円、合計五億二千七十六万七千四百八十円となっております。

以上、一般会計においては、歳入歳出差引き四億九千二百二十八万六千九百七十円の剰余金を生じましたが、このうち翌年度事業繰越財源充当額六千二百八十二万九千四百八十円を含みますので、実質剰余金は、これを除いた額四億二千九百四十五万七千四百九十円です。

続いて、各特別会計及び桜財産区決算についてであります。いずれも歳入歳出差し引き剰余金を生じておりまして、市立印刷所会計五百四十八万五千九百五十円、基金会計は、災害救助基金、小菅科学教育振興基金及び財政調

整基金の合計三十一万五千九百二十四円、競輪事業会計一億八千九十万三千六百六十五円、国民健康保険会計三千七百二十八万九千二百八十四円、と畜場食肉市場会計四十五万一千七百七十四円、市営魚市場会計十二万六千二百五十五円、公共下水道会計二百三十五万八千三百六十四円、西浦土地区画整理事業会計一千二百七十二万二千四百五十七円、交通災害共済事業会計一千八百七十九万二千四百六十四円、公共用地取得事業会計一千七百八十七万八千五百六十四円、桜財産区十一万二千六十八円の剰余金であります。

なお、西浦土地区画整理事業会計については、剰余金のうち翌年度事業繰越財源充当額一千二百四十九万六千九百円を差し引き、二十二万五千五百五十七円の実質剰余金となり、公共用地取得事業会計は、一千七百八十七万八千五百六十四円の翌年度事業繰越財源充当額を差し引き、実質剰余金は零となりました。

以上のとおり、一般会計、各特別会計及び桜財産区決算の総額は、歳入が百七十二億七千九百二十七万二千二百三十三円、歳出が百六十五億九百五十五万二千三百三十五円となり、歳入歳出差し引き七億六千九百七十一万九千八百七十六円の剰余金を昭和四十六年度へ繰り越した次第であります。

なお、昭和四十五年度用品購入基金、国民年金印紙購入基金及び土地開発基金の運用状況については、別冊調査のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご認定賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） 停電のため、暫時休憩いたします。

午後一時十五分休憩

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後一時四十七分再開

提案理由の説明、先ほどお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 まず、質問の先に、当決算議会に対して、私ども共産党は、全体審議でやったらどうかという意見を持っておったんですが、なぜかといいますと、やはり、私たち初めて決算委員会に臨むわけですけれども、決算委員会は非常に今日の情勢で非常に重要ではないかということから、全体審議となりますと、いろいろと都合上、検討を要するかと思えますけれども、そのほうがよろしいではないかというふうに思っております。

そのことと、もう一つは、前日も問題になりましたが、先ほど会期が決定されましたが、この会期中に衛生組合議会の行事があるということで、私は市長が衛生組合の組合長も兼ねているところから、やはりこの決算議会の重要度に対して、若干の問題点があるのじゃないかということと、市長にまず指摘したいと思えます。

さらに、われわれとしましては、九月議会の中で二十九号台風が来まして、相次ぐ被害を受けたわけですが、その場合にも、さらにこの災害対策の臨時議会を開いて予算を決定して緊急の対策をするということも必要ではなかったかというふうに思うわけですが、そういう意味で、やはり、この議会に理事者側がですね、臨む態度について、若干指摘せざるを得ないというふうに思うわけです。そのことを前置きしまして、五つの点について質問したいと思いますので、ご回答をお願いしたいと思います。

まず第一に、国の事業にかかわる超過負担の問題でございます。

配られました実績報告書の一ページのところに、四十五年度決算の背景というものがございます。その算用数字の2のキの2とこまかい数字の2のところに「国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担および住民の税外負

担を解消するための措置を講ずる。」という四十五年度決算の背景について述べられております。申すまでもなく、国庫支出金は国庫負担金、国庫補助金、負担金に伴う事業におけるこの超過負担の問題でございますけれども、それともう一つは県支出金に伴う事業における超過負担も合わせてあると思えます。

まず、質問の第一は、四十五年度決算期においての超過負担額とその実態を具体的に明示してほしいと思えます。一覧表です、出していただきたい。このことを理事者側に提案したいと思えます。

申すまでもなく、自治省は、昭和四十三年から四十五年の三ヶ年間に超過負担を解消をするとしてあるべき水準を設けました。これが、どのような影響であらわれておるのか、このことにつきましては、超過負担が一般地方財政にどのような影響を与えておるのか、また、別の意味では住民への負担の低下という意味で、きわめて私は地方財政をまかなっていくうえにおきましては、きわめて大事な問題ではないかと思えます。超過負担の発生原因については、すでに明らかでございますが、単価の差、数量の差、規模の差とありますが、特に単価の差は非常に地方財政及び地域住民への負担をしておるのではないかと申し上げます。具体的には教育施設、保育施設、国保事務費、農業委員会の事務費、公営住宅、その他建設関係費の超過負担としてあらわれておると思えます。なぜ、この問題を私は取り上げたかと申しますと、四十五年度の決算、先ほど市長から報告がございましたが、四億数千万の剰余金、しかし、中身を検討いたしますと、三億五千万円は基金より繰り入れております。そうしますと実質は一億円余、詳しい内容につきましては十分検討する余地がございますが、そうなりますと、今日までいわゆる赤字であったということが公表されてまいりましたが、実質的にはもう基金もございませんし、今後の財政というものは非常に苦しいのではないかと。今日の市民の要求の実態から見まして、また九月議会でも問題になりましたように、ドルショック以降の経済危機の中で四十七年度以降、きわめて重要な情勢を迎えると思えます。すでに地方財政の減収も、先日新聞紙上にうたわれましたように、今日のそういう情勢の中で、特にこの市民の

要求と関係しまして、地方自治体の自主財源の確保の道、どういう道を実際の要路として歩んでいくのかということとは、今日強く問われておるのではないかと思えます。で、ここで地方財政の本旨に立ち戻らなくてはならないのではないかとというふうに思うわけであります。たいへん僭越ではありますけれども、この地方財政法第十八条を讀まさせていただきますと、国の支出金の算定の基礎として十八条には次のように書かれております。「国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。」とそのようにあります。また、憲法九十二条地方自治体の自治という、この本旨、また一例を申し上げますと、憲法二十六条の教育の問題につきましても、やはりこの地財法の本旨が真価されることによりまして、地方自治体の自治、また国民の教育を受ける権利を財政的に奪われるという結果になっておるのではないかと思えます。この問題は、一気に解決できる問題ではないと思えますけれども、しかし、どれほどです、今日明らかにしていただくことは、きわめて大事ではないかというように思っています。しているのかという実態を、今日明らかにしていただくことは、きわめて大事ではないかというように思っています。また、聞くところによりまして、市長会、または議長会等で毎年この問題を取り上げられて、政府に運動しているの、聞かれています。特に市長会において、また本市において四十五年度にどのような運動をやられたのか、市長のほうから明らかにしていただきたいと思えます。

次に、二番目の問題であります。財源の損失の問題として質問をいたしたいと思えます。

特に大規模固定資産、償却資産、土地建物がありますが、評価、課税の実態はどうかということであり、特に租税特別措置法等によって減額減免されておる額、及びその実態はどうかという点について、具体的な資料の提出をお願いしたいと思います。

それから、二番目に電気ガス税の非課税分があるわけですが、これの実態も詳しく議会に報告していただ

きたいと思えます。

私は、これを法律に基づいて減免させてはおりませんが、本来地方自治体に入ってくる財源として、やはり地方自治体の立場では財源損失の問題として、やはり重要視していく必要があるのではないかと思います。

それから、三番目に交付税の問題でございませけれども、四十五年度決算に特別交付税として三千三百五十九万七千円が計上されております。しかし、一般交付税の問題については、きょう議場に参りました資料としてございましたけれども、富裕団体ということで対象になっていないと、この基準財政収入額、基準財政需要額を勘案してですね、超過額が多いところ、または一億円以下の市はですね、三十一市が富裕団体として除外されておるという資料がございましたが、いまま少し、突っ込んでですね、この財政需要額、収入額をどういうふうに算出されるのか、なぜ対象にならないのかという点についても明らかにしていただきたいと思えます。

次に、四番目の点でございませ。

公害地域の固定資産税の減税の問題でございませますが、四十五年度の予算提案の説明の中で、土地家屋については本年度から評価がえに伴う負担調整措置により増収を見込むということが、市長の提案理由説明の中にございました。しかし、その中で公害地域の家屋の固定資産の評価については、新年度から礎津地区においては三〇、国鉄線以東、海蔵川以南、鈴鹿川以北の住宅について二〇の損耗を加算し減税する方針であるということでございませますが、私、まだよくなれておりませんで、この全部見せていただきますと、数字的にまだよくつかんでおりませんで、実質減税額は区域別にどれほどあるのか、資料を提出していただきたいと思えます。

以上、財源の問題でございませますが、最後に五番目の問題に、歳出の問題の中で、この決算書の五四ページになりますが、土木費のうち港湾費支出総額四億一千六百四十一万五千八百八十五円とあります。これは九月議会におきまして私もこの点について質問したんですが、四十五年から五十年にかけて港湾に対する支出総額が四十数億円にのぼるということでございませ。四十五年度の決算の歳入の中に地方譲与税、特別とん譲与税をみますと一億八千七百三十二万一千六百六十六円ということにございませ。私どもに配られましたこの決算審査の重点となる事項という中に「予算の執行によって期待した行政効果をどの程度確保することができたか」という項目がございませ。四番の項目でございませが、この質問から関連しまして、相当額の納費の支出がございませますが、見返りとしてですね、地方自治体にかえてくるのはですね、その何分の一にしかならないと、こういう点から見てですね、これは今後、行政の問題とは関係ありますが、どのような見解を持っていられるのか、ご回答をいただきたいと思えます。

以上、五点について質問したいと思えます。

○議長（日比義平君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） 地方団体の超過負担の問題でございませますが、以前にもご質問がございませして、ご説明申し上げたいと思えます。

国としましても、地方団体のこの超過負担の解消につきましては、昭和四十三年度におきまして、今後三ヶ年に全部解消するんだという計画を立てて実施してきたのでございませ。それで四十五年度にも、地方財政対策の一つとして、先ほどお話のございましたように、その、お手許に配布しております主要施策実績書の一ページの下のほうに記載したとおりでございませ。

それで、予算的にはどんなぐあいになっているのかということをおし上げますと、四十三年度におきましては、国はこの超過負担の解消のために三百二十億、それから四十四年には三十二億、それから四十五年には四百五十三億の解消を計画しておるのでございませが、これで計画どおり全部終わったということやなくて、四十六年度以降にも持ち越しておりますので、四十六年度には、さらに百九十億の解消をはかっていくような状況でございませ。

具体的な例として、それぞれの事業について申し上げますと、たとえば文教施設の鉄筋コンクリートの構造でございますが、これを補助単価として四十四年には二万九千円でございましたが、これは平米当たりです。二万九千円でございましたが、四十五年には三万一千三百円にしております。

それから公営住宅の関係で、中層の耐火構造を申し上げますと、一種の場合は四十三平米で百十五万八千円でございますが、四十五年度には四十六平米百三十五万と、このようにしております。

それから民生関係には施設も土地もございしますが、そのうち保育所を例にとりますと、四十四年は一年当たりの保育単価が四千七百一円でございましたが、四十五年には五千七百円にしております。で、国民年金の例で申し上げますと、拠出年金の場合、一人当たり四十四年三百三十一円が四十五年には三百九十一円、それから福祉年金の關係では四十四年百十九円が四十五年には百四十円にしております。国民健康保険の事務費の場合では、四十四年が三百九十六円でございますが、四十五年には四百六十八円にしております。それで、こういったものを全体を四日市市の場合見てみますと、一般会計では四十四年には一億七千六百万円程度でございますが、四十五年度には二億二千五百万程度が予想されております。といひますのは、やはり事業等の關係がございしますので、このように国のほうで措置いたしましたとしても実際の負担額としては、四十四年、四十五年になつた場合でも約五千万ほど増加しておると、こういうような状況でございます。それで市としては、この解消のためにはどのような措置をしたかということでございますが、これにつきましては、市単独の問題でもございせんので、全国市長会の組織を通じまして、国のほうに早く解消していただくよう繰り返し要求を続けるという、こういうような状況でございます。

それから、三点目の地方交付税の算定の問題でございますが、このお手許に差し上げてます主要施策実績書の八ページに、四十五年度におきます基準財政需要額と基準財政収入額の比較表をあげておりますが、この算定につきましては、地方交付税法並びにこれに基づきます政令等によりまして算出するので、市が、何といひますか恣意的に数字を上げたり下げたりすることはできない、すべて客観的な基礎数字を使って規則に従つて算定すると、こういう方法がとられております。

○議長（日比義平君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） とん譲与税と港灣費の關係についてお答えいたします。

とん譲与税と港灣費についての主要経費の間には直接の關係はないんでございまして、港灣修築はいわば一種の先行投資のようなものでございますし、修築が終わりました後は、こういった港灣の修築費が不要になりましても、とん譲与税は外航船の入船に応じて入ってくるわけでございます。したがしまして、修築費と、とん譲与税との因果關係というものは直接にはございません。

○議長（日比義平君） 税務部長。

〔税務部長（荒木三郎君）登壇〕

○税務部長（荒木三郎君） お答えいたします。

大規模償却資産の減免の状況でございますが、それぞれ方法に従いまして減税をいたしておりますけれども、いまちょっと数字を持っておりませんので、後ほど数字的に資料で提出させていただきますと思います。

それから、電気ガス税につきましても、この非課税分につきましては、それぞれ普通徴収の形で、ある特別徴収もございしますが、大規模償却資産、特定重要な指定になっております事業の会社に対しましては普通徴収でやっております。したがしまして、そういう重複分だけ申告していただいておりますので、その資料につきましては、後刻調査してご報告させていただきたいと思ひますので、ご了承いただきたいと思います。

これまた、土地家屋の公害地域の資料でございますが、いまでも質問の中にございました三滝川からの数字的に二割、三割の問題がございしますが、数字につきましても、後ほどご報告させていただきますと思ひます。

よろしくお願いいたします。

○議長（日比義平君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 超過負担の問題につきましては、どうか各項目別について、もう少し詳しい資料をですね提出願いたいと思います。

たとえば教育施設、保育、国保、その他住宅関係がですね、実際にどれだけ超過負担になっておるのかという、総額については、先ほど報告していただきましたが、その点について、やっていただきますか。

それから、超過負担問題を取り上げましたのは、他の都市におきましても水道事業、独立採算の水道事業でも住民、自治体、議会が一体になって、国に要求して国から金を取っておるといふこともございますので、今後の方向として、政府に対しての住民を含めた住民の立場での運動ということを特に強調しておきたいというふうに思います。

それから、あとの件につきましては、どうか早急にですね、資料を提出していただいて、さらに検討していききたいと思います。

以上です。

○議長（日比義平君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 四十五年度の決算書を見まして、最初に私の感じましたことは、昨年度も申し上げましたけれども、財政の効率的な運用という点からながめまして、総体的に追加予算と残額が問題になってくるんじゃないかと思えます。

昨年度、このことについては岩野助役から説明がありましたので、繰り返すはいたしません。しかし、財政の運営ということは、予算というワクがあつて行なわれていることでありまして、この予算は財源があつて初めて編成されるのであります。あとでも申し上げますが、四十五年度の決算を見て、この財源の適確な掌握という点に、何か考えてみる点はなかったのであるかというふうに私は思っております。

財政の問題について、これから二、三お考えをいただきたいと、少々長くなりますけれどもお許しを願います。

九月の議会で市民クラブの小林哲夫議員をはじめとして中島、出井議員から質問がありました。なおまたいま橋本議員からも触れておられましたが、ドルショックの影響が、いづどんな形で自治体の財政にあらわれてくるかと注意深く私は見守っていたんですが、最初に具体的にあらわれてきましたのが、静岡県の可美村の村民税の引き上げでございます。

さよあの朝日新聞にも載っておりますが、この可美村は山口県の和木村と並んで日本で有名な村であることはご承知のとおりでございます。和木村は日本一の裕福な村で、その村に三井石油化学、日本飼料、東亜石油という大企業が三つもあります。ですから村のすみずみまで舗装がいたしてあります。また、その村も新庁舎ができて、新しくコンピューターが導入されようとしておりますが、村でありながらコンピューターを持っております。それから全国で、ここだけが村で一つの都市計画を持っておりまして、公共下水道が五十一年度には一〇〇％達成されます。小、中学生の給食は全部ただでございます。財政指数三・四五という日本一でございます。なぜ、こういうことを私が申し上げたかと申しますと、次の問題に関連いたしておりますので、こういうふうに申し上げておるわけでございます。で、この村と並んで可美村は税金の安いのが日本一でございます。これは人口が一万一千くらいでございますけれども、この村内に鈴木自動車あるいは遠州製作所などがありまして、そうして日本一安い村民税をかけておるわけでございます。ところが、これがドルショックの影響によって、四十五年度に一億四千三百万の

法人税が入っておりますけれども、ことしは約七千九百万と半減が予想されております。それで、あわてて村民税の引き上げの検討やらあるいは税外負担もやむを得ないということとでんやわんやをやっておるといふことを聞いております。なおまた、場合によれば浜松市と合併という問題も起こっておるそうでございますが、こういうようなことが、一応ドルショックの影響として可美村にまずあらわれてまいりました。

それから、都道府県の決算概要が自治省に出されておりますが、それを見ますと、実質の収支赤字は東京都だけでございますけれども、単年度の決算では二十八都道府県が赤字決算をいたしております。四日市もご報告いただいておりますように、千二百七十万何がしの赤字報告がされております。不況で伸びぬ税収のために、地方財政はこれからますます火の車になっていくのではなからうかと予想されるのであります。四日市の赤字におきましても、本年度は一千二百七十万何がしでございますけれども、四十六年度にはおそらく五倍にも六倍にものぼるだろうといふことは予想されます。

改府でも、来年度予算編成について、財政法の特例を設けて経常的な支出をまかなうために赤字国債を発行するといふことがいわれております。こういうことを裏書きするかのようになり、産業界の九月決算の様子を見てまいりまると、東京証券株式所の第一部に上呈されております九月決算会社のうち、八日までに大体八五〇が発表を終わつたそうでございますが、その中で減配六十九社、無配十四社、過去の配当は岩戸景気の反動で起こりました不況の際に三十七年四月、五月でございますけれども、それに次ぐ大きな数字になることをいわれております。底知れぬ不況の中へ落ち込んでいく経済界の市政への影響、これまたきびしく響いてくるものと推察されるだけに、われわれも無関心でおるわけにいきませんが、四十七年度、四十八年度の予算編成に大きく響くことが予想されますので、これらの見通しなり、四日市の財政への影響なり、そういった点について、九月議会にご答弁をいただきましたけれども、この時点においてどういふふうなこれをながめておられるか、これをお伺いしたい。これが第一点でございます。

次に、学校の校舎、その他の施設の近代化をはかるために、四日市では大体大ざっぱな計算で今後百五十億ぐらいかかるといわれております。現在のようになり、毎年七億円ずつかけてまいりましても二十年かかるわけでございます。教育の機会均等というそういうことを持ち出さなくてもシビル・ミニマムに該当するであろうこれらの問題は、早期に解決していかねばならぬ問題であろうと思っております。恒常的な予算の範囲での解決は検討もつかない話であります。それで、横浜市のように財団法人・学校建設公社を設置して問題の解決をはかるのも一つの方法であると思えますし、あるいはまた、直接増改築の原因となっておる社会増だけを切り離して、開発工事の主体者であるところの公団、公社と交渉して別途で校舎を建てていただいて、何年かのうちにこれを市が買い取る。何とかしなければ、これだけ大きい仕事を財源もないのでどういふ市民の強い要望にこたえていけないと思っております。先ほど橋本議員からも、お話があったとおりでございます。

また、今回臨時会に提案していただきました。朝明都市下水路のための追加予算の内容は、市長の市議案^水についてのあたたかいしかも限度一ぱい以上のものであると私は考えております。しかしながら、私の地区では、ことしもまた三たび浸水に泣かされ、そして昨年は大震災によって浸水騒ぎを起こしたと。これではもう黙っておれないというところで、どんなに金がかかってもどんなにむづかしい仕事でも、すぐ処理して二度とこういうことを繰り返しては困る。それが政治であると、こういうふうない方で抗議をされておるわけでございますが、しかし、どんなに抗議をされましたも財源がなくてはどうもいたしようもございません。

以上、二つの具体的な問題について例として申し上げましたが、今後、生活優先あるいは福祉増進、そういう市民意識が高まるにつれてこうした問題が各部、各課に起こってくるのではなからうかと思えます。しかし、どんなに要望されましたも、先ほども話のありました自主財源の限られた市町村では、きわめて深刻な問題が起こって

るのではなからうかと思えます。ましてドルショックの影響で、この自主財源の確保に悪い影響が響いては、さらに深刻さを増してくるものと思えます。

そこで、問題としてお伺いしたいのは、どんな行政も市町村に優先してやらせよ、そのことが地方自治を育て民主主義の基盤をつくることになるという理想に貫かれたシャープ勧告に基づいてつくられたこの住民税と固定資産税を、市町村税の市町村の財源の二本の柱として税制をきめたものでございますが、この税制についても、いまや一つの検討を加えなければならぬ時期に来ておるんじゃないかと思えます。また、国と地方との配分や、あるいはその配分方法や、あるいは国庫補助のあり方についても、再検討の時期が来てると思うのでございます。

また、われわれがいつも考えている原油税、四十五年の四日市の関税を納めた百二億、この何多かを市に還元してくれたならばというようなこともいつも話し合っておることでございますが、こういった国の問題、地方税の問題、あるいはいま申し上げました原油税の問題、そういったものを一際ひくくめて一つ税務部長さんのお考えをお伺いしたいと思うんでございます。

さらに、この税制なり、あるいは国と地方の配分なり、あるいは国庫補助なり、問題は別といたしましても、市の財政問題あるいは財源問題、相当深刻になってくるだろうと思えますので、財源の確保あるいは財源の開発や補助の獲得などのために新しい部署をつくって市の機構に新しくこれに加え、そしてこれを検討していくことについて理事者側はどう考えておられるか、これについてもお伺いしたい。

次に、昨年の決算の際に負担金と補助金の一覧表の提出を求めましたが、何かむずかしいと断わられました。その、こまかいことはわかりませんので、私は簡単に四十五年度の予算から拾い出してみたんですが、あとで調べてみますと、補助金でも分担金でも決算のことが抜けておりますので、若干狂いがありますけれども、私の調査では、一般会計で負担金は百六十件、金額で四億九千七百九十九万四千円。この中で先ほど話のありました

港管理組合の負担金予算では三億五千六十九万五千円、決算では四億一千六百四十二万となっておりますが、この港分を差し引きますと一億四千六百四十九万九千九百九十九円が市関係ということになります。特別会計関係では二十一件三百二十八万、補助金では一般会計で百八件六百五十五万八千円、特別会計で七件一千六百九十九万五千円、ついでに^{交付}公債費を調べてみましたが、一般会計で千八百七十九万九千円、特別会計で七百一十一万九千円。しかし、いわゆる^{交付}公債費というものが、きわめて少なく、これで四日市の体面が保っていけるんだらうかということをおっしゃるのでございますが、なぜ、私がここでこういうようなことを申し上げるかとおっしゃると、一つの市という行政をめぐって多種多様の組織が渦巻いていることと、それがどんな形で動いているかということを実態を見たかったのでございますが、行政の円滑な推進のためにはあったほうがいいものが多いんでございますけれども、なぜそうしなければならぬかという、こういった疑問もあるものがございます。また補助金にいたしましたも、これを国の行政から市の行政へ移行していくべき問題もそういった性格を持った問題もあると思えますので、私はこういうことを申し上げますのでございます。また^{交付}公債費という項目の内容につきましても、いさ少しく検討してほしいと思っております。

こまかい点につきましては特別委員会で審議していただきますので、私は詳しいことは省略いたしてまいりたいへん長くなりますので、おことばが出ておりますけれども、もういましばらくでございますのでご了承いただきたいと思えます。

ついでに、財源の具体的な問題について、もう一つ考えていただきたいことを申し上げます。とにかくいろいろ批判いたしておりますも、競争の収入が約六億一千万円あります。前年度の繰越金を加えてでございますけれども、また、先ほど出ましたとん讓与税にいたしましたも、港があるからといわれましても一億八千七百万でございます。ところがたばこの消費税が三億五千四百五十一億円でございます。非常にばかにならない税収入でございます。

す。これにつきましては、松戸市の「すぐやる課」とか、あるいは「松戸市すぐやる課」というような本が出ておりますけれども、それを開いて見ましても、その中に、若干市の出張所のようなものを駅前においておいたと、それがたばこ屋さんだ。それがために一億円の増収になったことも書いてありますし、また青森県の平館と申しますか平館村、非常に過疎の村でございますけれども、八百人余り出かせぎに行っておりますので、その八百人に対して村からたばこを送った。そうして送り賃四万円を出しても二十万円の収入があったというようなことが出ておりますけれども、この三十万円の補助を小売店に与えて、そして三億五千四百五十一万入ってくる。これでは非常に芸のない話でございますので、やはり、これはもう少し市民にアピールをいたしまして、四日市でたばこは買うものだというPRをしていただきたいというようなことも思っております。

以上、ドルショックの影響が市の財政にどう響いてくるか、あるいは財源の適確な使用価値は財源発見、調査、検討、情報の収集、もっと活動内容を広くするための機構の変更とか、あるいは充実とかいう問題、それから補助金、負担金、公債費^{（返済）}についてのお考えがありましたら伺いたいと思います。なお、たばこ消費税のPRについても伺いたいと思います。

以上、非常に長くなりましたが、よろしく願いたします。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。私の説明漏れのところは担当部長からお答えをさせていただきます。

四十五年度の、この決算議会でございますので、四十五年のこの決算から見ても、将来どのような財源の掌握について考えておられるのかというようなお考えであろうと思いますが、九月の議会におきましても、四十五年以降四

十六年七月ごろまでの不況の実態等につきましていろいろ申し上げました。また、現在のとかくのことがいわれて、一応貿易という面につきましても、一定のデイスカウントで円が切り上げたような形で取引はされておるようでございますけれども、またコナリー長官と大蔵当局が現在交渉中のような円の切り上げの時点の問題もまだ定っておりませんので、私は日本経済の現在の実態のつかみ方というのは非常にむずかしいのではないかとお思います。ことに日本の経済の特殊性と申しますか、原料というのがほとんど国内になくて、繊維にいたしても、石油にいたしても、製鉄にいたしても、アルミニウムにいたしても、すべて原料は海外から買って製品を輸出するというような特殊な関係がございます。したがって、もしもこの輸出ができなかったら、日本の経済はどうなるのかということをお考えた場合に、そして、また現在のヨーロッパ経済共同体、あるいはアメリカの独立ブロック化というような、世界に非常にこの日本を締め出すような情勢下を考えますときに、輸出産業の将来というものは非常に暗いのではないかとお思います。したがって、この各産業別によっていろいろ相違があると思いますが、たとえば化学、特に石油化学の実態、あるいは繊維、これも羊毛、綿毛、あるいは綿糸紡等によっても相違がありますし、陶器産業、あるいは食料品、ガラス、電気、機械というような当市における立地しておるところの産業、それぞれ考えましても、それぞれやっぱりむずかしい将来というものがかかってくるんじゃないかと思えます。ことに石油化学におきましては、四十九年まで設備投下につきましては休戦をするというような深刻な事態になってきております。したがって、先ごろもある町の町長さんに伺いますと、その会社の税金が四十四年までは大体五千万円あったところでございますけれども、四十六年度は大体千二百万円に激減をするということが予想されるということをお伺っております。したがって、そのような産業が、もしもその自治体でございますと非常な税収入になるということ、私は財政への影響というものは非常に深刻な状況になるのではないかとお思います。

しかしながら、この円の切り上げの実態というものが、まだフローティングのような状態でございます、きわ

めて不安定であると。したがって、これが一五％切り上げになるのかあるいは一二％切り上げになるのかによって、この貿易の状況というものは非常に変わってくる。しかも日本は、この貿易の輸出というものは国が成り立たないんだということを考えましたときに、私は容易ならぬ事態だということを九月の議会でも申し上げたとおりでございます。健全財政を維持していくことは、たいへん大切なことではあるとは思いますが、も、やっぱり、その税制に匹敵したところの弾力性というものを持っていかなければなりませんし、場合によっては債務負担行為をやっても、やっぱりこの現在の時点を切り抜けていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。

この税制の組織の問題もございましたが、これは一税務部長、一市長がお答えできることができないくらい大きな問題でございます。ただいま税制審議会等におきましても、国と地方との税配分等につきましてもいろいろ審議がされております。もとより再検討の時期にあるかと思えますけれども、現在の時点におきましては、国もなかなか財源は離したと、そういうようなことで、従来国税三税の三二％が地方交付税の財源になっておりますけれども、この三二％のつかみ方自身にいたしましても、大蔵省はさらにこれを削ろうというような考え方がありません。もとより、これらはわれわれ自治省を十分バックアップをいたしまして、財源の確保にはならなければならぬと思えますけれども、この住民税あるいは固定資産税というものが、簡単にそう税制改正で変わるものであるというように考えておりませんが、やっていけないということになれば、やはり国といたしましても相当真剣に考えてくれなければならない問題であると、さように思っております。

自主財源あるいは市税収入の収入額に占める比率等につきましては、このお手元にございますところの昭和四十五年度四日市歳入歳出決算審査意見書等にいろいろ数字が出ておりますので、ごらんになっていただきたいと思いますが、われわれといたしましても、この自主財源というものが、できる限り、現在四十五年度では約七九％の自主財源を持っておりますが、少なくとも自主財源というものの率は減らないような努力をいたしたい。そのためにはどのように財源を確保し獲得するのかということでございますけれども、非常に消極的な方法といたしましては、やはり合理化をむねを排するという一つの方法と、ご指摘のような税源を確保していくと。税源をどのように確保していくのかということにつきましては、いろいろ考え方もあろうと思えますけれども、やはり固定資産税を増加していくという方法もありましょうし、その他競輪収入をはかっていくというような方法もございしますが、これというきめ手になるような税源確保の問題、主税というものは一地方自治体にはございません。したがって、県ならば観光を開発するとかいろいろな方法もございすけれども、市税の場合には、いわゆる地方住民税と固定資産税が主たるものでございますので、やっぱりこの二点の面でいろいろ努力をしなければならぬ問題であると思えます。

本償費の問題につきましては、この財政の実態に応じてよく考えていきたいと、さように思っております。

たばこ消費税の問題でございますけれども、いろいろ、このご指摘のような市町村の場合にはですね、十年ぐらい前までは四、五万の人口であったのが、急激に二十五万ぐらいの人口にふくれ上がった市、あるいは急激に人口が減った過疎村となったようなところのやり方というものは、私はそれはやり方があると思えますけれども、通常の状態におきましては、そんな極端な私はないんじゃないかと思えます。

たばこ消費税のPRの問題でございますけれども、これは、いつもたばこ商組合の大会がございまして、そのたびに私は出席をいたしましたして、いろいろお礼を申し上げ、お願いもいたしておりますけれども、また、これは健康の面からいうと、たばこは有害なものであるということを表示せよというように実態になっております。たばこを吸うなというのが、現在のやっぱり一つの基本的な考え方でございすけれども、そうばかりとはいえませんが、指が黄色くなるほどやっぱり吸っていただければ、それだけ市町村が潤うということでございますけれども、ある

東京の近辺の市が、實際漫談じゃなく、実際に駅前看板を出してですね、たばこはこの市で買いますよと、大便は東京都でしてきてくださいということを實際書いてあるわけです。東京都の知事にたいへんおこられたという話がございますけれども、皆さんもよそへご旅行の場合には、できるだけ四日市でたばこを買ってかばんに入れていただくくらいの愛市の精神をひとつ持っていたきたいということをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（日比義平君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 自分のかす頭で消化し切れない問題を申し上げて非常に恐縮でございますが、市民の要望が高まるにつれて、やはり財源の問題、非常に大事でございますので、市のある部分において、もっと財源の問題を検討していただくようお願いいたしました。こまかい点につきましては特別委員会のほうで十分ご審議をお願いいたします。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩いたします。

午後二時四十三分休憩

午後二時五十四分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 お尋ねいたします。

市長の提案説明の議案第百十七号の市税の中において、まずお尋ねをしたいと思いますが、この中の説明では、収入未済額については、本年度やむを得ず不納欠損処分付した額が五百四十万ということになっております。これは何年度をもってこれで打ち切られたのかをお尋ねしたいわけです。何年から何年度までの不納欠損分をしたかということをお尋ねしておきたいと思えます。

それから、第二点目につきましては、この市税収入の中において、市税以外の収入が予算額より三億三千三十三万六千五百五円の収入減となったと、こういうふうなところでうたわれておるわけですが、この実績報告書の一〇ページの予備費の下の部分に「また税外収入もおおむね予定どおりの収入を確保することができ、収支の均衡を保つことができました。」とこういうふうなうたわれておるわけです。ここで若干、このちょっと矛盾したことがあるのじゃないかという気になっておりますので、この点についてご説明をお願いしたいというのが第二点目でございます。

それから、第三点目につきましては、監査委員の報告書の中の、第八款土木費のところの説明一一ページでございますが、「不用額は主に土地区画整理費ならびに公共下水道整備費において、西浦土地区画整理事業会計および公共下水道会計の各特別会計における支出額節減により、これら特別会計への繰出金が予定を下回ったため生じている」と、こういうふうな報告されておるわけです。この上段の部分につきましては、これは一般会計で土地区画整理が不用額が二百二十九万三千百八十円の不用額、それから公共下水道整備費が六百六十九万二千円の不用を生じております。したがって、ここにおけるところは一般会計等も、あるいは特別企業会計とも不用額をこのように生じているということです。で、特別会計におきましては、西浦の土地区画整理が百五十八万七千七百二十七円の不用額、公共下水道が四百万四千三百七円の不用を生じております。これはこの支出節減ということでここに述べられておりますが、私はこのことを非常に大切にしたいと思いたすけれども、この節減という考え方から事業が

思うように十分な事業が進むことができなかつたんじゃないかという気もいたしますし、また、この最後の締めくくりのところには、これら特別会計への繰出金が予定を下回ったということについてお尋ねをしたいというのが第三点でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（日比義平君） 税務部長。

〔税務部長（荒木三郎君）登壇〕

○税務部長（荒木三郎君） 欠損処分の内容につきましてご説明申し上げます。

五百七十七万六千二百八十円の税額でございますが、その各年度から申し上げますと、旧法による税収入というものがございまして、これは二十二年から三十二年まで二輪車、荷車税まででございますが、その後、その間二十五年に税法が改正になりました、現在までかかっております市民税なり、固定資産税につきましては新法による税ということがかかっておるわけでございます。で、旧法による、要するに二十二年から三十二年まででございますが、これは自転車税でございます。

それからにつきましては、二十年近くたっておるじゃないかというご質問もあろうかと思えますけれども、これにつきましては、税財源の確保ということで差し押えが執行されております。したがしまして、時効中断ということに相なっておりますが、その後窮迫のおそれがあるとか、あるいはその給与債権といいますか給与所得等での後失職をした、あるいは財産そのものが、零細な財産といえますか、そういうような財産を差し押えてやる場合につきましては、それを執行することについて、生活の窮迫におとしられるものについては執行停止をしてよろしいと、これは税法の中で定められておりますが、そういうような措置にいたしまして現在まで至っておるわけでございます。

したがしまして、それらの方々、あるいはその無財産であるとか、行くえ不明になっておるとか、あるいは窮迫におとしられるというような方々につきましては執行停止をかけております。で、執行停止にかけますと三ヶ年間を過ぎますと時効の完成ということでございます。そのあとの方につきましては、そういうような措置で現在まいておるといふわけでございます。

以上、欠損処分の内容についてお答えをさせていただきます。

○議長（日比義平君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） お答えいたします。

一般会計の中の土木費につきましては、資料でごらんのように不用額千六百十四万二千五百八十五円でございます、そのうちの区画整理につきましては、実質三十一万三千五百四十四円でございます。これは実際には南部丘陵の交付金、あるいは塩浜調査委員会の負担金というようなものが不用になったわけでございます。

それから、西浦区画整理事業におきましての不用のおもなものは、報償費でございますし、職員手当というような関係でございます。なお、西浦区画整理事業への繰り出しにつきましては、当初予定されました西浦特別会計への繰入金の予算額がございまして一億一千五百八十六万五千円でございますが、実質繰り入れたりましたのが一億一千三百八十九万一千円でございます、これにつきましてはの残百九十七万四千円が残を生じた、こういうようなことでございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（日比義平君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） 先ほどの市長の説明の中で、市税以外の収入については予算額より三億三千五百三十

三万六千五百五円の収入減となりましたというふうにあるのに、収支の均衡を保っておったのはどういふことだといふことでございますが、この収入減の中には明許繰り越しをいたしました庁舎の建設費並びに一般公営住宅建設事業費が四億七千万ございまして、その繰り越しに伴いました歳出も減になっておりますので、歳入が減になっても収支の均衡が保たれております。こういうことでございます。

○議長（日比義平君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君） 公共下水道費の四百四十三万七千七百七円でございしますが、これにつきましては、大きなものは貸付金の四十二万四千と、それから公債費の百九十二万一千二百三十九千九百九十九円でございまして、これは借入金の希望者が予想より少なかつた、これは水洗便所に関する貸付金でございますが、公債費は一部借入金が全然しなかつたという感じでございます。極力経費の節減に努力いたしましたのと、それからその他につきましては不用額が生じたためでございます。

○議長（日比義平君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 第一点目の問題につきましては、十分いろんな情勢判断も必要でございますので、できる限り早くそういう問題を掌握いたしましたして、早く処置をしなければならぬ問題については時間的にも早くそういうものを処置してもらいたいと、このように希望いたしますし、また特別委員会でも十分ご審議をいただきたいと思います。

最後の、第二問の中におきまして、この実績表のところと、ここではですね、一〇ページの下から一、二、三、四、五行目に書いてあります「税外収入もおおむね予定どおりの収入を確保することができた」ということは、これは一応収入予定を減額して、いま部長が説明された内容でもって予定どおり収入が確保することができたといふ

ふうに解釈していいのかですね、あるいは当初予算で組んだものが予定どおり収入を確保することができたといふことを考えてもいいのかということについてももう一度お願いいたします。

○議長（日比義平君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） これは四十五年度の明許繰り越しをいたしました庁舎の建設と一般公営住宅の建設事業費に充当する財源、国庫支出金、県支出金、地方債、それから基金からの繰入金でございますが、これを除いたという意味でございます。

○議長（日比義平君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 第一点について、まず申し上げたいと思います。

四十五年度から新しく取り入れられました問題といたしまして、し尿くみ取り手数料の、し尿くみ取りの取り扱費といふものが組まれてきて、そして、いわゆるし尿くみ取りを許可業者でやっているところの許可業者に対して助成がなされてきたわけでございますが、この点については四三ページに決算の結果が出ております。当初予算では百六十万五千円が計上されております。そして支出済額は百五十四万三千六百四十一円、不用額十二万一千三百五十九円となっております。

この問題につきまして、四十五年三月の四十五年度予算議会で、市長はこのように述べられております。「ここ数年来、懸案となっておりますし尿くみ取り手数料の改定につきましては、新年度特に許可業者に対して実質的な助成措置を講ずることとし、市民サービスへの向上につとめるよう業者の指導を強化する方針である」ということでございます。これは引き続き四十六年度にも八百二十九万八千円が計上されておるわけでございますが、これ

によって、いわゆるこのし尿のくみ取り許可業者によってやっておるところのくみ取り手数料、そして市民へのサービスという面が具体的にどう保障されたのかという点でお尋ねしたいわけでございます。

実は、先般来の災害のときに、このし尿くみ取り問題が富田で大きな問題になりました。私のところへも、いまから申し上げるとおり手紙が来ておるわけでございます。このうちは母子の二人の家族でございます。母親はずっとつとめに出ております。この二人の母子家庭で大体三ヶ月に一度で多くて四百五十円、少なくとも三百円ぐらい、くみ取り手数料がそれぐらいだということでございます。ところが七月のあの集中豪雨のときには水入りしまして使所に入りました。このときは全部市が負担してもらったと、八月の台風のときには市が半額負担であったと、あと半分を七百八十円出したというわけでございます。さらに八月三十一日の台風十七号のときが、その七百八十円出した。八月三十一日の台風のときには市が一部負担してもらったけれど、水が入った分だけくんだということになって、ほとんど申し訳程度にくんでいっただけである。その後のくみ取り料が一千二百円、それもきれいに取っていったのではなくてたくさん残していったということでございます。こういう、このあまりにもひどいではないかと、こういう事件が、事例が最近でも出ておるわけでございますが、はたして、このせつかく計上されたこれが、この経費が有効に生かされ、そして市民サービスに寄与してきておるのか、四十五年度においてはそういう事件はなかったかどうかということをお尋ねするわけでございます。

私もはこの問題については一刻も早く市の直営にして、そして全市くまなく市民が公平にし尿のくみ取りがやられるようにということを主張してまいりましたが、いまだその実現が、見通しが出ておりません。こういう中で、たまたまこの災害のときに起こった問題を例に申し上げたわけでございますが、はたしてこのせつかくの経費の計上が有効に生きているのか、この点について監査委員会あるいは市理事者においてそういう問題が十分業者に対する指導がなされてきているのかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

それから二番目の問題は、四十五年度決算にあたって監査委員会は非常に簡単な審査意見書というものを出してみえるわけでございますけれども、監査委員会はこの四十五年度の間他都市にも例を見ないほどまめにこの各課、各施設を回って監査を続けられております。この監査結果の報告というものは、われわれのところにも四十五年度監査結果の報告というものは、それぞれ公にされて発表されておるわけでございますが、ここには全面的に私どももその意見、指摘された点というものに賛同するわけでございますが、貴重な意見もございませぬ。そういうものがどういうふうに生かされたのか。おおむねこの監査というものは四十五年度の年度の途中、それぞれ行なわれておるわけですが、今日決算の認定にあたって、そういうものがどう生かされたのかということも、やはり具体的に示していただく必要があるのではないかと、思うように思いますが、その点のご見解はいかがかとお尋ねしたいと思います。

○議長（日比義平君） 衛生部長。

〔衛生部長（園浦和己君）登壇〕

○衛生部長（園浦和己君） お答えいたします。

ご案内のように、衛生部長になりましたのがことしの四月でございます。このただいま提案されております四十五年度の決算、すなわち四十五年度のし尿くみ取りの年度には担当しておりませんので、詳しいことは承知いたしておりませんが、この年度から新しい考え方としてキロリッター六十円の補助を、くみ取りの補助の制度を採用して、決算書に書かれてありますような補助金を業者に対して交付したと、その残額が十二万一千円であるということでございます。が、ご指摘のように許可業者の中で一業者が経営者がなくなりまして、それをそのなくなったあとの会社の運営に当たっている人に十分なる作業員の管理能力というものがどう考えても十分でないことが原因いたしました。ご指摘を受けましたような、いろいろと地区に対して、市民に対してご迷惑をかけておるとい

と多分に承知いたしております、これの対策に、実はいろいろと苦慮しつつも、改善のための検討をしているわけでございます、できましたならば、次の十二月の議会に提案いたしました、一月一日から新しい体制で迷惑のわからない方向に踏み切っていきたいというふうに考えておりますわけでございますが、今年度、三回浸水による非常に大きな事象にありまして、精一ばいの努力はしたつもりでございますけれども、末端のほうでたくさんの方にご不満なりご迷惑のかけましたことをおわび申し上げたいと思います。

○議長（日比義平君） 監査委員。

〔監査委員（森 新八君）登壇〕

○監査委員（森 新八君） たいだいま小井議員さんから、し尿の関係について、いわゆる補助の負担というような形において、その内容の監査についてどうかという意味ではなかったかと思うんですが、この問題につきましてはですね、私のほうは、現にはかの課にいたしましたも、部にいたしましたも、その内容を部長、課長に対して開り下げて尋問して、どうした処理がなされたかということについての点まで監査を行なっておるといふような事情でございますが、特に小井議員さんにはですね、初めてでございますので、私のほうの監査委員としてやっておりますところの内容を少し申し上げておきたいと思っております。

一般会計並びに特別会計におきますところの決算というものはですね、ご承知のとおり一会計年度です、すなわち歳入歳出予算の執行の実績を表示するというために調整されておるところの計算表やということ、私どもも自治省あたりで伺っておるわけでございますし、決算の審査には主として計算に過誤がないか、実際の収支がですね、収支命令に符合しておるか、また収支が違法でないか等の点に注意して行なう、主として会計のいわゆる審査ということがですね、主として重点が置かれて監査をやる、審査をすると、この決算審査はそういうような審査になっておりますので、で、平素日々をきままして定例監査を実施しておりますので、この決算関係につきましてはですね、

監査委員の自己の権限に従いまして財務監査とそれから例月出納検査の結果得たところの資料及び決算費並びに決算書に添付された資料等をもとにして精密に行なつたものでございます。したがしましてですね、この、いわゆるこの私どもの出しております意見書の中にはですね、行政の関係まで入っていない。行政の関係については、その年次、いわゆる一年に一回地方自治法で監査をせよということを申しておりますが、その関係のときには行政の範囲まで入りますけれども、この審査の關係、決算意見の關係につきましては行政までの範囲は入っていないということを一つご了承承願したいと思います。

以上でございます。

○議長（日比義平君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 たいだいま先般來のこの水害地の事例を出しましたんですが、いわゆる許可業者によつて行なわれている地域、し尿くみ取りが行なわれている地域での料金に対する、あるいはまた、そのサービスの対する市民の不満というものは、やはり同じように四十五年度においてもたくさんございました。そういう点で、ぜひともそういう市民の皆さんの不満、苦情というものを真に解決する方向、こういうもので解決していただきたい。それはやはり直営にやっていると、いくということではないかというふうに思いますし、また働いている方々の労働条件をよくする必要があるかというふうなふうに考えるわけでございます。次の議会に具体的な案を出されるということでございますが、この点を、私どもの意見をぜひとも組み入れてご検討をいただきたいというふうに考えます。

さらに、この災害のときにおけるそういう無謀なむちゃなくみ取り料を徴収されたところ、ここに對する手当をどのようになさるおつもりか。災害議会か、特別議会が開かれませんでしたので、あえてこの際お尋ねしておきた

いと思うわけですが、ただ申しわけないということではなく、先ほどの手紙の読み上げましたとおり、七月から八月の末までに、わずか母子の二人の家庭の中で二千円に近い金を払っておるのです。そういう実態をどの程度つかんでおみえになるのか、それによって、またこういう家庭に対してどういう処置をとられるつもりか、その点をいまだ一度明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、せっかく監査委員のほうからお教えを願ったわけですが、やはり年一回それぞれの課、施設等で行なわれております監査結果、監査、そしてその結果の公表ということに対して、これが理事者においてどういう措置がとられたかということの、やはり資料として決算議会に、議員にやはり配布していただき、四十五年度なら四十五年度の決算の認定議会の内容を豊かにすると、こういうふうにしたと思うわけですが、四十五年の意味での資料を十分提出していただきたいという意味でございます。舌足らずな面があったかと思ひますので、そういう点をあえていま申し上げた次第でございます。

○議長（日比義平君） 衛生部長。

〔衛生部長（國浦和己君）登壇〕

○衛生部長（國浦和己君） お答えいたします。

災害におけるいろいろなトラブルといひますか、いまご指摘が、例をひいてご指摘があったような問題につきましては、私たちのほうに苦情として、あるいは不満としてぶちまけて連絡をいただいておりますのは、早く取りに來いと、早くくみ取ってもらえるように処置をせよということが大部分でございます。取ってもらったが、幾ら取られたかというふうなことに関しては詳しく承知をいたしておりませんので、これに対してどうするかということとを直ちに考へておりませんので、十分調査を試みたいと思ひます。

○議長（日比義平君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 この点について直ちに調査をしていただきまして、具体的な結果をご報告いただきたい。できまなならば、決算議会会期中にご報告をいただき、そしてその十分な対策、処置、そういうものについてもわれわれが納得できるような結論をこの会期中において出していただく、そういう意味におきまして取りあえず本日のご私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（日比義平君） 他にご質疑はございませんか。他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、各派から選出した十四人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、十四人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することにしました。

○議長（日比義平君） 次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第六条の規定により、

天春文雄君	中島隆平君	小林博次君
伊藤信一君	増山英一君	出井 博君
訓糊也男君	小井道夫君	六平豊司君
小林哲夫君	小川四郎君	吉垣照男君
高井三夫君	粉川 茂君	

以上十四人を選任したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまの十四人の諸君を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。なお、委員長及び副委員長については、本日散会后、直ちに委員会を開き、互選いただくようお願いいたします。

日程第四 議案第百十八号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第三号）ないし

日程第六 議案第百二十号工事請負契約の締結について

○議長（日比義平君） 次に、日程第四 議案第百十八号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし、日程第六 議案第百二十号工事請負契約の締結についての三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長（九鬼喜久男君）登壇）

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第百十八号及び議案第百十九号は、一般会計及び公共下水道特別会計の補正予算案でありまして、国の今次補正予算の成立に伴い、国庫補助割り当ての増額内定並びに起債承認の見通しを得たもの等についてご提案申し上げますのであります。

まず、一般会計予算におきましては、朝明都市下水路事業の管渠工事に対し六千六百万円の事業費の追加が内定いたしましたので、これを補正するとともに、この際、この地域における排水問題の早期解決をはかるため、下流

区間の管渠工事、ポンプ掘えつけ、同上屋工事等残工事を繰り上げて同時に発注し、一応の排水機能を發揮するようつとめたいと存じ、債務負担行為をあわせてお願いいたします。

次に、公共下水道特別会計予算の補正は、補助対象事業費一億一千二百五十万円を追加するものでありまして、日永処理区のうち橋北排水区における幹線管渠工事を施行推進しようとするものであります。

議案第百二十号は、京町地内における下水管渠布設工事（第五工区）の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額三千五百六十万円をもって市内川原町三十二番一号朝日土木株式会社に落札決定いたしましたので、同社との工事請負契約を締結しようとするものであります。

どうかよろしくご審議のうえ、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第百十八号ないし議案第百二十号を関係常任委員会に付託いたします。関係常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によりご了承承願います。

付託議案一覧表

（昭和四十六年十一月臨時会）

○総務衛生委員会

議案第一一八号 昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

第二条及び第三条

議案第一二〇号 工事請負契約の締結について

○建設委員会

議案第一一八号 昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算(第三号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第八款 土木費

議案第一一九号 昭和四十六年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)

○議長(日比義平君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

今回は、来たる二十日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時三十四分散会

昭和四十六年十一月二十日

四日市市議会臨時会会議録(第二号)

四日市市議会

○ 議 事 日 程 第二号

昭和四十六年十一月二十日(土) 午前十時開議

第一 議案第一一七号 昭和四十五年度四日市市一般会計

決算並びに各特別会計等決算認定

について……………委員長報告・質疑、討論、議決

第二 議案第一一八号 昭和四十六年度四日市市一般会計

補正予算(第三号)…………… ” ” ” ” ” ”

第三 議案第一一九号 昭和四十六年度四日市市公共下水

道特別会計補正予算(第二号)…………… ” ” ” ” ” ”

第四 議案第一二〇号 工事請負契約の締結について…………… ” ” ” ” ” ”

第五 議案第一二一号 教育委員会委員の任命について…………… 議案説明・質疑、討論、議決

○ 本日の会議に付した事件

日程第一 議案第一一七号 昭和四十五年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定について

日程第二 議案第一一八号 昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算(第三号)

日程第三 議案第一一九号 昭和四十六年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)

日程第四 議案第一二〇号
日程第五 議案第一二一号

工事請負契約の締結について
教育委員会委員の任命について

○出席議員(四十一名)

小 粉 訓 喜 川 小 大 岩 伊 伊 小 荒 天 青
多
林 川 羽 野 村 川 島 田 藤 藤 井 木 春 山
哲 也 四 武 久 信 金 道 武 文 峯
夫 茂 男 等 潔 郎 雄 雄 一 一 夫 治 男 男
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

藤 福 日 早 服 長 橋 橋 野 生 中 出 坪 田 高 志 後 後 小
谷
井 田 比 川 部 川 本 本 崎 川 島 井 井 中 橋 積 藤 藤 林
泰 香 義 正 昌 鐸 增 建 貞 平 隆 妙 政 力 政 藤 寛 喜
治 郎 史 平 夫 弘 元 蔵 治 芳 蔵 平 博 子 一 三 一 郎 治 夫
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員(三名)

○譯事説明のため出席した者

市	助	助	市	高	小	伊	吉	山	山	山	安	六	松	増
長	役	役	長	井	林	藤	垣	本	中	口	垣	平	島	山
				三	博	太	照	忠	信	豊	良	英		
				夫	次	郎	男	勝	一	生	勇	司	一	一
				君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
収	入	役	庄	司	良	一	君	君	君	君	君	君	君	君
役	役	役	司	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
九	鬼	喜	喜	喜	喜	喜	喜	喜	喜	喜	喜	喜	喜	喜
久	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

市長公室長	三	輪	喜	代	司
総務部長	平	井	清	三	君
稅務部長	荒	木	三	郎	君
産業部長	阿	南	輝	彦	君
厚生部長	小	西	忠	臣	君
衛生部長	國	浦	和	己	君
土木部長	谷	沢	文	男	君
下水道部長	天	野	助	春	君
建設部長	滝	野	伝	之	君
副収入役	伊	藤	凉	一	君
教育委員長	龍	池	清	真	君
教育部長	市	川	一	郎	君
次長	佐	木	晃	精	君
	々				
消防長	富	山	光	三	君
	山	北	彰	君	
代表監査委員	森	新	八	君	

○出席事務局職員

事務局長	鷺野正和君
次長	森正太郎君
議事係長	小林桂輔君
書記	佐藤正俊君
書記	板崎大之丞君

午前十時八分開議

○議長（日比義平君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、四十名であります。

本日の議事は、議事日程第二号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

日程第一 議案第百十七号昭和四十五年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定について

○議長（日比義平君） 日程第一 議案第百十七号昭和四十五年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員長の報告を求めます。

増山君。

〔決算特別委員長（増山英一君）登壇〕

○決算特別委員長（増山英一君） 当委員会は、去る十二日議長招集のもとに委員会を開催し、まず正副委員長の互選を行ない、その結果、委員長に不肖私、副委員長に小林哲夫議員が選任されたのであります。

続いて、去る十五日、十六日、十七日の三日間にわたり、付託になりました昭和四十五年度一般会計決算並びに各特別委員会等決算認定について委員会を開催、慎重な審査を行ない、各部門の関係理事者から詳細な説明を聴取するとともに必要資料の提出を求め、予算執行上の適法性、行政効果、財政の健全性、自主性を中心に慎重な検討を加えたのであります。以下、その審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

各会計決算を総括いたしますと、予算の執行状況は、一般会計九三・九三％、特別会計九六・〇二％、実質収支額は一般会計、特別会計合わせて六億七千六百四十三万九千九百二十四円となっているのであります。この実質収支額は予算規模から見ても、効率的な執行とは言いがたいとの意見もありましたが、本委員会は監査委員の監査意見を将来の行政の運営上、妥当適切なものと認め、本決算を認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして、特に質疑及び意見、要望のありました諸点について、その概要を申し上げます。まず一般会計、歳入につきましては、最近の急激な経済情勢の変貌により、行政需要はますます増大し、地方財政を圧迫していることにかんがみ、財源確保には十分意を用い、国、県費の補助金の確保に努力するとともに、電気、ガス税の非課税範囲の縮小に対し、関係機関に積極的に働きかけるよう要望いたしました次第であります。

次に歳出であります。第二款総務費につきましては、市行政の末端業務を委託している委託料の増額及び公会所の建設に伴う補助金のあり方、並びに市税前納報償金の増額について、今後検討する必要があるとの意見がございました。また人事管理の問題といたしまして、特に職員の適正配置及び優秀な技術職員の確保に一そう努力するよう要望いたしました。

第三款民生費につきましては、生活様式の変化、中でも若い世帯の夫婦共働き現象の一般化に伴い、乳児保育施

設に対する市民の要求が高まりつつあることから、これが対策として公立保育所における乳児の収容に努力すること、及び市補助金に依存するところが大きい、社会福祉協議会のあり方について再検討を加えること、また精薄児通園施設であるみはと学園の年長児に対する卒園後の就労等の対策に取り組み、その生活安定に努力することを要望いたしました。

第四款衛生費につきましては、住民検診受診率の向上をはかるため、死亡率の高い胃ガン、婦人ガン検診の無料化と公害認定患者に対する国の医療手当制度は所得制限があり、これを救済するため市単独で医療手当を支給するという姿勢で検討されたいとの意見もありました。

また、し尿収集許可業者に対する今後のあり方についての質疑があり、理事者から現在し尿収集は委託方式に切りかえ、料金の徴収は市で行なう方向で検討中との説明がありました。

第六款農林水産業費につきましては、農業構造改善事業の効果について質疑があり、圃場整備、かんがい施設整備、農機具等の導入による作業の合理化の三点について、十分目的を達したとの理事者の説明がありました。

第七款商工費につきましては、補助金について、その交付目的に沿うよう行政指導の強化をはかられたいとの意見がありました。

第八款土木費につきましては、市民の日常生活に最も直結した重要な事業予算でもあり、交通量の急激な増加に伴い道路事情は悪化の傾向にあることからして、生活道路、通学路等の整備は予定どおり促進されたか、交通安全対策は十分であったか等に重点を置き、審査を行なうたのでありますが、道路の維持管理、舗装にあたっては地域格差、緊急度等十分勘案するとともに、この実施に際しては、あらかじめ関係機関等と十分連絡調整をはかること、また道路清掃の管理責任体制を明確化されるよう、強く要望いたしました。

第九款消防費につきましては、消防分団の運営費について配慮するよう要望があり、これに対し理事者からその

方向で努力する旨の説明がありました。

第十款教育費につきましては、学校施設整備が計画的かつ精力的に遂行されているのでありますが、特に校舎の増改築にあたっては、その管理監督に十二分に意を用いるなど施設整備の万全を期すること、及び教育の充実、近代化を促進するうえからすぐれた教育機器の導入をはかることを要望いたしました。

また、幼児教育が重視され、五歳児教育の義務教育化が今日的課題とされているところでありますが、この教育の機会均等のうえからして、現実に見られる公立と私立との幼稚園間の保育料の格差の解消に努力することを要望いたしました。

次に、特別会計についてであります。西浦土地区画整理事業特別会計につきましては、西浦地区はすでに用途地域の指定がなされているところであり、しかしその後における近鉄高架等の実現が正式決定されるという大きな事情変化が生じたことにより、この地区の用途地域の指定については再検討をするよう強く要望いたしました。

交通災害共済事業特別会計につきましては、加入事務の簡素化をはかるため、機械の導入等について検討を加えるよう意見がありました。

以上の経過をもちまして、昭和四十五年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計決算等を認定いたしましたのであります。これはもちろん理事者の良識のいたすところでございますが、他面監査委員各位が例月検査等におきまして、厳重なる検査を執行され、また日常文出事務について適切なご指導を賜りました証左でありまして、ここに監査委員各位のご苦勞に対し、深く敬意を表する次第であります。特に理事者各位におかれては、この決算審査における議会の意思を来年度予算に十分反映され、本市行政水準の向上に一段の努力を重ねるよう要望をいたしまして、本委員会の審査結果報告といたしたいと存じます。

よろしくご審議のうえ、ご賛同を賜われますようお願いを申し上げます。

○議長（日比義平君） 委員長の報告お聞き及びのどおりであります。

委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。

橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 三日間、長期間にわたって特別委員会で検討いただきました。ただいま増山委員長から詳しく報告をお聞きしていただいたんですが、先日の、十二日の本会議におきまして、私多くの点について質問させていただきました。で、その中で特に歳出面についての土木費のうちの港灣費につきまして、九月議会に關係しまして、次のような質問をさせてもらいました。特に設問としては、予算の執行によって、期待した行政効果などの程度確保することができたかという点につきまして、将来多額にわたる港灣費の支出について、意見を加えて質問させていただきますんですが、その点につきまして、特別委員会でのようなご検討がございましたのか、ありましたら説明いただけます。

○議長（日比義平君） 増山君。

〔決算特別委員長（増山英一君）登壇〕

○決算特別委員長（増山英一君） 橋本建治議員の質問にお答えいたします。

ただいま港灣費の問題で、どのように質疑がされたかというお尋ねでございますが、三日間にわたって港灣費の問題はどなたも発言はございませんだから、審査をする必要はなかったのよろしくご了承を願います。

特に、あなたのほうから小井君が出てみえて、各款項にわたって一人で十分のご意見が出たんですから、抜けておるところがありましたら、ひとつ小井君に十分お聞き願いたいと、かように思います。

○議長（日比義平君） 他にご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） 別段ご質疑もございませんので、これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、討論の通告もございませんので、直ちに採決を行ないたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。

これより議案の採決を行います。

おはかりいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、議案第百七十七号昭和四十五年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午前十時三十分休憩

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第二 議案第百十八号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし

日程第四 議案第百二十号工事請負契約の締結について

○議長（日比義平君） 次に日程第二 議案第百十八号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし日程第四 議案第百二十号工事請負契約の締結についての三件を一括議題といたします。本件に関する委員長の報告を求めます。まず、総務衛生委員長にお願いいたします。

野崎君。

〔総務衛生委員長（野崎貞芳君）登壇〕

○総務衛生委員長（野崎貞芳君） 総務衛生委員会に付託になりました議案第百十八号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第三号）中、関係部分及び議案第百二十号工事請負契約の締結についての二議案について、当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会といたしましては、慎重に審議いたしました結果、いずれも妥当なものと認め、原案どおり承認いたしました次第であります。

以下、その経過と概要を申し上げます。

まず、議案第百十八号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算について、朝明都市下水路工事の管渠工事に対する国庫補助の追加内定に伴う補正並びに下流域のポンプ据えつけ等、残工事を債務負担行為により行なおうとするものであります。別段異議はありませんでした。

次に、議案第百二十号工事請負契約の締結については、京町地内における下水管渠布設工事にかかる請負契約案でありまして、別段異議はなかつたのであります。工事の実施にあたり、補償問題等に質疑があり、理事者から施行にあたっては市、地元民、業者の三者で話し合いのうえ万全を期したいとの説明があり、これを了としたのであります。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） 次に建設委員長にお願いいたします。

小林喜夫君。

〔建設委員長（小林喜夫君）登壇〕

○建設委員長（小林喜夫君） 建設委員会に付託になりました関係議案につきまして、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず議案第百十八号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第三号）中、歳出第八款土木費中、都市下水路であります。朝明都市下水路事業は、国庫補助割り当ての増額が内定しておりますが、特に臨海地帯の排水強化のために債務負担行為を採用して、本年度の事業の促進をはかるうとするものであるとの説明があり、これに対し、全市的な下水路事業の予算獲得をも留意せよ、予算執行に関する人員確保は十分であるかとの意見があり、理事者から予算獲得にあたっては従前どおり十分配慮をいたし、また人事管理についても、技術者の確保等、絶対数には満たないまでも、増員確保については万全を期し、四十八年の雨季までには、これが一応の機能を発揮させたいとの説明を了したのであります。

次に、議案第百十九号昭和四十六年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）につきましては、これまた国庫補助金決定による橋北排水区内における幹線管渠工事等の追加補正であり、別段異議なく、以上二議案いず

れも妥当なものと認め、原案どおり承認いたしました次第であります。

どうかよろしくご審議のうえ、ご賛同を賜われますようお願い申し上げます。建設委員会のご報告といたします。

○議長（日比義平君） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。これら三件につきましては、討論の通告もございませんので、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。

これより、議案第百十八号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし議案第百二十号工事請負契約の締結についての三議案を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

これら三件は、各委員長の報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、議案第百十八号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし議案第百二十号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後五時五十一分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間は議事の都合上、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩いたします。

午後五時五十二分休憩

午後六時二十二分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第五 議案第百二十一号教育委員会委員の任命について

○議長（日比義平君） 次に、日程第五 議案第百二十一号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案第百二十一号は、本市の教育委員会委員のうち、去る十月十日に

任期が満了いたしました森 幸雄氏の後任の委員として、清水富生氏を任命申し上げたいと存じ、ここにご提案申し上げるものであります。

なお、同氏のご経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

何とぞよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（日比義平君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第二百一十一号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。

本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、議案第二百一十一号教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

○議長（日比義平君） 以上をもちまして、本臨時会の議事は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十

六年十一月四日市市議会臨時会を閉会いたします。

午後六時二十四分閉会

右、地方自治法第二百三十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 日 比 義 平

署 名 議員 田 中 政 一

署 名 議員 山 中 忠 一